

綾瀬市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、運転免許証の自主返納をした高齢者に対し、返納したことによる不便を軽減することで自主返納の促進を図り、高齢者の運転による交通事故を減少させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であつて、同法第92条の2第1項に規定する有効期限内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対し全ての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (3) 取消通知書 全ての免許の取消しを申請した際に公安委員会が交付する「申請による運転免許の取消通知書」をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民票に記載されている65歳以上の者で、運転免許証を自主返納したものである。

(支援内容)

第4条 市長は、前条の対象者から申請があつた場合、市コミュニティバス無料乗車券の交付を行うものとする。

- 2 前項の規定による支援は、対象者本人とし、かつ、1回限りとする。

(申請方法)

第5条 前条の支援を受けようとする者は、綾瀬市コミュニティバス無料乗車券交付申請書（第1号様式）に、取消通知書の写しを添付するとともに、官公署発行の身分証明書を提示し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、取消通知書の交付の日から起算して1年以内に行わなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に運転免許証の自主返納を行った者についても適用する。この場合において、第5条第2項中「交付の日から起算して3月以内」とあるのは、「交付の日から平成23年9月30日まで」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第5条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に取消通知書の交付を受けた者の申請について適用し、同日前に取消通知書の交付を受けた者の申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市コミュニティバス無料乗車券交付申請書

年 月 日

（宛先）

綾瀬市長

| | | |
|-------|------|-------|
| 交付対象者 | 住所 | 綾瀬市 |
| | ふりがな | |
| | 氏名 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 年齢 | 歳 |
| | 電話番号 | () - |

添付資料

「申請による運転免許の取消通知書」の写し

（注意） * この申請は1人1回限り（無料乗車券50枚）

| | | |
|-------|----------------|------|
| 交付日 | 有効期限（交付日より2年間） | 発行番号 |
| 年 月 日 | 年 月 日 | No |
| 決裁欄 | | 起案 |
| | | 決裁 |
| | | ・ ・ |